

任期付職員（法曹有資格者）の募集

9

総務省行政不服審査会事務局では現在、一緒に働いてくださる法曹有資格者を募集しております。こちらでは、行政不服審査会会长と実際に事務局で働く弁護士の方のメッセージを載せておりますので、是非、読んでみてください。

ごあいさつ

総務省行政不服審査会会長 八木 一洋

行政不服審査会の業務に关心を持っていただき、ありがとうございます。

行政不服審査会は、全面改正された行政不服審査法に基づき平成28年に設置され、10周年を迎えた新しい組織です。行政不服審査法の目的である、簡易迅速かつ公正な手続の下での国民の権利利益の救済と行政の適正な運営の確保を実現するべく、審査請求事件に係る各審査庁からの諮問に対し第三者機関として答申することを責務とし、職員は、一件一件の担当事件に真しに向き合っています。

取り扱う事件は多種多様です。新聞などで話題になった事件に関連した不服申立てもあります。審査の過程では、処分の根拠となる各種の行政法令を読み解くとともに、通達等を参照して行政事務の運営の在り方等を検討していただくこととなります。審査会での様々な角度からの丁寧な議論を積み上げた成果物である答申書は、このホームページでご覧することができます。



プロフィール			
昭和35年生まれ			
昭和60年 4月	東京地方裁判所判事補として任官		
平成7年 4月	東京地方裁判所判事		
8年 4月	最高裁判所裁判所調査官		
12年 8月	内閣法制局参事官（第一部）		
19年 6月	東京地方裁判所 部総括		
28年 9月	前橋地方裁判所長		
30年 1月	東京高等裁判所判事 部総括		
令和3年 7月	最高裁判所首席調査官		
5年 4月	名古屋高等裁判所長官		
7年 1月	同 退官		
7年 4月	行政不服審査会委員（会長）		

このたび、行政不服審査会事務局で働いていただく法曹有資格者を募集することとなりました。事務局では、総務省の職員や他の法曹有資格の職員と一緒に執務いただくほか、私を含む法曹、行政官、研究者の委員と議論して、共に諮問事件の解決に尽力いただくことになります。行政不服審査の在り方がますます多様化する中、法令・判例等の調査・検討、証拠の評価や事実認定、行政運営の適正性の分析等に当たり、法曹有資格者の専門的な知見と視点が不可欠です。

複雑・困難な事件にも立ち向かい、一緒に議論してくださる、向上心・知的好奇心にあふれる方のご応募をお待ちしております。



法曹有資格者として行政不服審査会事務局に勤めて
【H. M】

私は、令和7年から審査専門官として執務しております。行政不服審査会事務局の職員として着任する以前は、弁護士として法律事務所や民間企業で研鑽を積み、その後は省庁等の公的機関で立法（法改正含む）や、成立・施行後の法対応等をしてまいりました。そして、行政の果たす役割が複雑・多様化する中で、これまで培ってきた法曹としての知見等を活かし、個別具体的な事案を巡る手続等について、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営確保の一助になりたいと考え、志望しました。

行政不服審査会（以下「審査会」といいます。）は、審査庁（各府省の大臣等）から諮詢された事件について、審査庁の判断が妥当か否かを調査審議し、答申をします。その一連の手続の中で、審査専門官は、部会長及び部会担当職員と連携し、充実した調査審議に向けた準備を行うとともに、調査審議においては、論点について審査会委員の議論・判断に資するよう補佐します。具体的には、主張の整理を踏まえて証拠書類と事実関係を精査し、論点整理や法的事項の調査等を行い、適宜書面を起案します。こうした審査会事務局としての業務には、弁護士の業務で培った知見等を活かしていただけると思います。なお、一般的な弁護士の立場では、依頼者という一方当事者のために職務を行うのに対して、審査専門官の立ち位置は、裁判所調査官をイメージすると近いかもしれません。

審査会で取り扱う諮詢事件の分野は、労働、行政文書開示、産業廃棄物、特許、旅券、戦後処理、消費者、航空、農林水産など多岐にわたります。行政不服審査会のホームページに過去の答申が公表されていますので、ご興味がある方はご覧いただければと思います。

業務にあたっては、行政法の一定の知識が求められ、また、初めて触れる法律を扱うこともあります。部会長及び部会担当職員、そして他の法曹有資格者とも適宜連携しながら、関係法令の条文、解説、裁判例、先例等を読み解く過程は、法曹としての知的好奇心が刺激されますし、専門性も磨かれていくと感じています。

行政不服審査の裏方として、法曹有資格者の専門的な知見等を活かし、一つ一つの諮詢事件に真摯に向き合い、答申に向けて一緒に尽力してくださる方のご応募をお待ちしております。

ご興味・ご関心を持たれました方は、総務省HP及び「ひまわり求人求職ナビ」に掲載の募集要項を確認の上、御応募ください。また、お問合せもお待ちしております。

総務省HP

(URL : https://www.soumu.go.jp/menu_syokai/saiyou/detail/02shingi04_01000081.html)

ひまわり求人求職ナビ

(URL : https://www.bengoshikai.jp/kyujin/search_lawyer_kankoch_detail.php?id=1887)